

Q1

補助金を受けるためには、どのような取組をすればいいのか

A1

下記の3つの取組のいずれかを行い、補助金の対象として申請する活動回については、**参加者の利用料を無料にする**ことが条件になります。

ア 子ども・保護者への食事提供や、子どもが調理を楽しむ機会の提供

イ 季節毎の行事の開催

ウ パーティー料理、デラックス弁当等の提供

いずれかで構いませんので、全てを行わなければいけないというものではありません。

Q2

Q1の3つの取組は具体的にはどのような活動を想定しているのか

A2

ア：参加者に対し食事提供を行う活動（購入した弁当の配布活動も可）はもちろん、

例えばバレンタインデー近くの活動日にみんなでお菓子作りをするなど、

子どもたちも一緒に調理を楽しめる機会を提供する活動

イ：夏の流しそうめんや冬のクリスマスパーティ等、季節毎に開催される行事ごと

ウ：正月明けにおせち料理を提供するなど、普段はなかなか食べられないような普段より豪華な食事ができる機会を提供する活動など

その他、疑義がある場合は事前にお問い合わせください。

Q3

参加料を無料にするのは子どもだけでいいのか

A3

親子が地域の人とつながる居場所を提供する活動を支援するため、子どもだけでなく保護者も含め、利用者全員の利用料を無料にすることが条件となります。

Q4

補助の対象となるのはどんな経費か

A4

以下の経費が対象です。

- ・ 食材費（弁当購入費、食材、調味料等）
- ・ 使用料及び賃借料（会場使用料、調理器具等のレンタル料等）
- ・ 消耗品費（チラシ印刷代、洗剤・ラップ等の台所用品、食器類、調理器具等）
- ・ 報償費及び旅費（ボランティアへの謝金及び交通費）

上記以外の経費は補助対象になりませんのでご注意ください。

Q5

対象経費に消耗品とあるが、どこまでが対象となるのか

A5

単価が2万円未満のものであり、食事提供にかかるものに限ります。**遊びの活動等に使われるものは対象外とします。**

また、食品を購入した際のスーパー等のレジ袋代は対象になりませんのでご注意ください。

疑義がある場合は事前にこども家庭課に確認をしてください。

Q6

インターネットで購入したのも対象経費として認められるか

A6

インターネットでの購入も可ですが、領収書等、発注及び支払をしたことがわかるものが発行されることが必要になります。

Q7

補助金の上限額はいくらか。

A7

Q10の期間中にQ1の取組を行った月数(最大12か月)に月額上限6万円を乗じた額が上限になりますので、最大で72万円です。

取組をした月数が2か月なら12万円、1か月なら6万円がそれぞれ上限になります。

ただし、実際に見込まれる経費の支出額の合計が補助上限額以下の場合は、実費での補助になります。

Q8

他の団体から受けた寄付や補助金の分は差し引く必要があるか

A8

本補助金を受けようとする活動回にかかる経費に、他の団体からの寄付や補助金も充当する場合は、実際にかかった経費から、充当した寄付額・補助金額を差し引いてください。

Q9

Q1の取組はQ10の期間中にどれくらいの頻度で行えば良いのか

A9

月に1回以上の活動を目安に計画を立ててください。例えば6か月間のうち、活動した月が4か月間だった場合は、補助上限額は4か月分になります。

Q10

どの期間にQ1の取組を行えば良いのか

A10

交付決定日から交付決定年度の3月末日までが補助金の対象期間になります。

Q11

Q10の期間中に行う活動は全て参加者の利用料を無料にする必要があるのか

A11

本補助金を受けようとする活動回については、無料にさせていただく必要がありますが、本補助金の補助申請をしない回については、従来通りの扱いで問題ありません。

(例えば月に4回活動を行うが、その内の2回分の経費については本補助金の申請をするが、別の2回分の経費は他の補助金や自己資金でまかなう予定の場合、後者の活動については利用料を無料にする必要はありません。)

Q12

どの期間に支払った経費が補助金の交付対象になるのか

A12

交付決定日以降で、交付決定年度の3月末日までの期間に支払った経費が対象になります。

Q13

支払にクレジットカードや電子マネーを使用しているのか

A13

使用しても問題ありませんが、クレジットカードの場合は、使用日と引き落とし日が補助対象期間内である必要があります。

なお、現金支払いの場合を含め、ポイントを支払に充当した場合は、利用したポイント相当額は対象経費から差し引きます。

Q14

交付申請の期限はいつか

A14

随時申請を受け付けておりますが、**交付決定を希望する月の前月の20日まで**に交付申請書の提出をお願いいたします。例えば、1月分から交付を希望される場合、12月20日までに提出してください。20日が土日祝の場合は、翌開庁日を締切とします。ただし、4月分~6月分については5月29日（月）まで交付申請書の提出を受け付けております。

※締め切り間際に提出されると、書類に不備が多数見受けられた場合に、補正に時間がかかるため、やむを得ず翌月分の申請として受付することになり、補助上限額が下がる可能性がありますので、余裕をもってご提出ください。

なお、予算には限りがありますので、先着順に申請を受け付けますが、締切前であっても、申込額が予算に達した場合は、早期に受付を終了することがあります。

Q15

交付申請書の提出方法はどのくらいいいか

A15

所定の申請書類に必要事項を記入のうえ、[奈良県こども家庭課\(kodomo@office.pref.nara.lg.jp\)](mailto:kodomo@office.pref.nara.lg.jp)まで、可能な限りメールでご提出ください。

メールでの提出が難しい場合は、郵送・持参での申請も受け付けますが、特に郵送の場合は、締切日までに必ず届くことを確認して送付してください。持参の場合の受付時間は、8時30分~17時00分です。（土日祝及び12時~13時を除く）

**また、本補助金は国の「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を財源として行っており、3月末までに精算及び補助金の交付を行う必要がございます。**

**そのため、3月末まで補助を希望される場合、交付申請及び実績報告を2月分までと3月分の2種類ご提出いただく必要があります。**

**ただし、3月分の精算とお支払いについては、4月以降になる予定です。**

**お手数をおかけしますが、ご了承いただきますようお願いいたします**

Q16

前年度に交付を受けたが、今年度も申請していいか

A16

過去に交付された場合でも、申請していただくことが可能です。

Q17

当初見込んでいたよりも多くの支出が想定される場合に、補助金額の増額を申請することは可能か

A17

当初の交付決定額からの増額は認められませんので、そのことを踏まえて事業計画を立てるようにしてください。

Q18

どのような場合に変更承認申請が必要になるのか

A18

事業計画を変更する場合(活動回数が大幅に変更になる等)や、当初予定していた経費毎の支出予定額から30%以上の増減が発生した場合(当初食材費で10万円の支出を見込んでいたが、実際は15万円の支出であった等)に変更承認申請が必要になります。

Q19

実績報告の提出期限はいつまでか

A19

事業完了の日から30日以内又は補助対象期間の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただく必要がありますが、確認作業の関係上、可能な限り事業完了後すぐにご提出いただけるとありがたいです。**特に2月分までについては、3月中に補助金のお支払いをする必要がございますので、すみやかにご提出ください。**また、連絡がとれない、実績報告書がなかなか提出されない場合等はやむを得ず補助金の交付を取りやめることがありますので、ご協力をお願いいたします。

Q20

実績報告について、提出書類に「その他知事が必要と認めたもの」とあるが、なにを提出するのか

A20

毎回の活動の様子・食事がわかる写真、チラシ、対象経費のレシート・領収書(写し)、支出明細、口座振替申出書兼相手方登録依頼書を添付してください。

なお、写真はプライバシーに配慮したものにし、領収書の宛名は原則団体名にしてください。

Q21

補助金をもらえるのはいつごろか

A21

原則、実績報告をいただき、補助金額が確定してから2週間程度で指定の口座に振り込みます。実績の確認にお時間をいただくため、提出から振り込みまで1か月程度かかることもありますので、ご了承ください。